

人を対象とする医学系研究についての「情報公開文書」

研究課題名： 脈管侵襲陽性肝細胞癌に対する治療成績の検討

・はじめに

脈管侵襲陽性肝細胞癌に対する肝切除は、切除後も高率に再発し、5年生存率10-30%、生存期間中央値6-20ヶ月と予後不良であることが知られています(文献1)。

進行肝細胞癌は門脈をはじめ、静脈・胆管と脈管内に進展し易く、特に門脈腫瘍栓は重要な予後規定因子です。術前画像診断可能な門脈腫瘍栓は一般に太い門脈の腫瘍栓であり、そのような肝細胞癌に対する効果的治療法に関する高エビデンスレベルの報告は乏しく、少数の経験から試験的治療まで多岐にわたり散見されますが、肝機能、腫瘍条件、脈管侵襲の程度に応じて個別に治療戦略が立てられているのが現状です。我々はこれまでに残肝再発が4個以下の場合、ラジオ波焼灼療法や再肝切除といった局所治療を行うことで、予後延長に寄与し得ることを報告しました(文献2)。

「肝癌診療ガイドライン-2017年版-」では、脈管侵襲陽性肝細胞癌に対しては、塞栓療法、肝切除、肝動注化学療法、分子標的治療薬の4つの治療選択肢が並列に推奨され、諸条件を総合的に考慮し、個々の症例で慎重に治療法を選択することが望ましいとされています(文献3)。また、近年では分子標的薬の進歩に伴い、複数の治療モダリティを組み合わせた集学的治療も注目されています。

これらの状況を踏まえ、今回脈管侵襲陽性肝細胞癌に対する分子標的薬導入後の外科的治療を含む複数治療を組み合わせた治療成績を明らかにする目的で本研究を計画しました。

こうした研究を行う際には、診断や治療の経過中に記録された病名、投薬内容、検査結果など人の健康に関する情報(「情報」といいます)を用います。ここでは、既に保管されているこうした情報の利用についてご説明します。

【参考文献】

- 1) Shi J et al. *Ann Surg Oncol*. 2010, 17, 2073-2080.
- 2) Matono R, Shirabe K et al. *HPB*. 2012, 14, 247-253.
- 3) 肝癌診療ガイドライン(2017年版),日本肝臓学会

・研究に用いる試料や情報の利用目的と利用方法(他機関に提供する場合にはその方法を含みます)について

群馬大学医学部附属病院の肝胆膵外科において、肝細胞癌の診断で肝切除術を施行した患者さんを対象とし、電子カルテより情報を収集し、後方視的に検討を行います。

対象の患者さんのうち肝臓に流入する太い門脈に腫瘍栓を有する方、肝臓から流出する太い静脈に腫瘍栓を有する方、および太い胆管に腫瘍栓を有する患者さんを選び、臨床情報、病理情報や手術成績、予後について解析を行います。併せて腫瘍栓を持たない患者さんとの比較検討を行います。

・研究の対象となられる方

群馬大学医学部附属病院肝胆膵外科で、2015年11月1日～2019年7月31日に肝細胞癌に対して肝切除術を施行した患者さん約200名を対象に致します。

対象となることを希望されない方は、相談窓口(連絡先)へご連絡ください。希望されなかった方の情報は、研究には使用しません。

代諾者からのご連絡も受け付けます。代諾者の選定方法は以下の通りです。

御本人同意を得ることが困難な場合：法的代理人(近親者など)

御本人の配偶者、成人の子、父母、成人の兄弟もしくは孫、祖父母、親族またはそれらの近親者に準ずると考えられる方。

ただし、対象となることを希望されないご連絡が2020年2月以降になった場合には、研究に使用される可能性があることをご了承ください。

・研究期間

研究を行う期間は医学部長承認日より2025年6月30日までです。

・研究に用いる情報の項目

群馬大学医学部附属病院肝胆膵外科で肝細胞癌の診断で肝切除術を施行した患者さんの診療情報について、血液検査や画像検査の結果、手術前後の経過を研究のための情報として用います。

評価項目は、年齢、性別、既往歴(HBV, HCV感染等の背景肝疾患、治療既往を含む)、BMI(身長、体重)、体表面積、ステージ分類、腫瘍組織型、採血データ(ヘモグロビン、白血球数[分画含む]、血小板、アルブミン、ビリルビン、AST/ALT、クレアチニン、PT活性、ICG 停滞率 15分値、M2BPGi、腫瘍マーカー値)、画像検査結果(CT、EOB-MRI、エコーによるVTQ値、CTより構築した3D画像)、EOB-MRIによるLMR/LSR、FRLV、Child-Pugh Grade、非癌部の肝組織所見(線維化)、肝腫瘍の病理組織学的所見、腫瘍径、腫瘍個数、治療内容(手術術式)、手術成績(手術時間、出血量、輸血の有無)、術後合併症、術後在院日数、生存期間を使用します。

・予想される不利益(負担・リスク)及び利益

この研究を行うことで患者さんに日常診療以外の余分な負担が生じることはありません。また、本研究により被験者となった患者さんが直接受けることのできる利益及び不利益(リスク)はありませんが、将来研究成果は高度脈管腫瘍栓を伴う肝細胞癌の患者さんにおいて、肝切除術の至適適応の解明及び肝切除や新規分子標的薬、新規免疫治療薬を組み合わせた至適治療方針解明の一助になり、多くの患者さんの治療と健康に貢献できる可能性が高いと考えます。この研究における経済的負担または謝礼はありません。

・個人情報の管理について

個人情報漏洩を防ぐため、群馬大学肝胆膵外科においては、個人を特定できる情報を削除し、データのデジタル化、データファイルの暗号化などの厳格な対策を取り、第三者が個人情報を閲覧することができないようにしております。

また、本研究の実施過程及びその結果の公表(学会や論文等)の際には、患者さんを特定できる情報は一切含まれません。

・試料・情報の保管及び廃棄

研究のために集めた情報は、群馬大学の管理責任者(調 憲)が責任をもって群馬大学肝胆膵外科研究室で保管し、保管期間終了後に個人を識別できる情報を取り除いた上で廃棄いたします。検査データは2029年7月31日まで保管します。保管期間が終了した後に個人を識別できる情報を取り除いた上で廃棄いたします。

本研究のデータをもとに将来さらなる検討を行う可能性がありますが、その際には倫理審査委員会の審査を改めて受けた上で利用します。

・研究成果の帰属について

この研究により得られた結果が、特許権等の知的財産を生み出す可能性があります。その場合の特許権等は研究者もしくは所属する研究機関に帰属することになり、あなたにこの権利が生じることはありません。

・研究資金について

特にありません。

・利益相反に関する事項について

研究グループが公的資金以外に製薬企業などからの資金提供を受けている場

合に、臨床研究が企業の利益のために行われているのではないか、あるいは臨床研究の結果の公表が公正に行われたいのではないか（企業に有利な結果しか公表されないのではないか）などといった疑問が生じることがあります。これを利益相反（患者さんの利益と研究グループや製薬企業などの利益が相反している状態）と呼びます。この研究の利害関係については、群馬大学利益相反マネジメント委員会の承認を得ております。また、この研究過程を定期的に群馬大学利益相反マネジメント委員会へ報告などを行うことにより、この研究の利害関係について公正性を保ちます。

・「群馬大学 人を対象とする医学系研究倫理審査委員会」について

この研究を実施することの妥当性や方法については、多くの専門家によって十分検討されています。群馬大学では人を対象とする医学系研究倫理審査委員会を設置しており、この委員会において科学的、倫理的に問題ないかどうかについて審査し、承認を受けています。

（ホームページアドレス：<https://www.rinri.amed.go.jp/>）

・研究組織について

この研究を担当する研究責任者、研究分担者は以下のとおりです。

研究責任者

職名：肝胆膵外科学 教授

氏名： 調 憲

連絡先： 027-220-8800

研究分担者

職名：肝胆膵外科学 講師、助教

氏名： 播本憲史、新木健一郎、久保憲生、渡辺亮、塚越真梨子、五十嵐隆通、石井範洋

連絡先： 027-220-8224

・研究対象者の権利に関して情報が欲しい場合あるいは健康被害が生じたときに連絡をとるべき相談窓口について

研究対象者がこの研究および研究対象者の権利に関してさらに情報が欲しい場合、または研究対象者に健康被害が発生した場合に、研究対象者が連絡をとる担当者は下記のとおりです。何かお聞きになりたいことがありましたら、どうぞ遠慮なくいつでもご連絡ください。

試料・情報を研究に用いることについて、対象者となることを希望されない方は、下記連絡先までご連絡下さい。研究対象者とならない場合でも不利益が生じることはありません。

【問合せ・苦情等の相談窓口（連絡先）】

所属・職名：群馬大学大学院 総合外科学講座 肝胆膵外科分野教授
(責任者)

氏名： 調 憲

連絡先：〒371 8511

群馬県前橋市昭和町 3-39-22

Tel：027-220-8224

担当：五十嵐 隆通

上記の窓口では、次の事柄について受け付けています。

- (1) 研究計画書および研究の方法に関する資料の閲覧（又は入手）ならびにその方法 他の研究対象者の個人情報および知的財産の保護等に支障がない範囲内に限られます。
- (2) 研究対象者の個人情報についての開示およびその手続（手数料の額も含まれます。）
- (3) 研究対象者の個人情報の開示、訂正等、利用停止等について、請求に応じられない場合にはその理由の説明
- (4) 研究対象者から提供された試料・情報の利用に関する通知
試料・情報の利用目的および利用方法（他の機関へ提供される場合はその方法を含む。）
利用し、または提供する試料・情報の項目
利用する者の範囲
試料・情報の管理について責任を有する者の氏名または名称
研究対象者またはその代理人の求めに応じて、研究対象者が識別される試料・情報の利用または他の研究機関への提供を停止すること、およびその求めを受け付ける方法